

第11 原子爆弾被爆者対策

次の3つのいずれかに該当する人で被爆者健康手帳を有する人を原子爆弾被爆者といいます。

1. 原子爆弾が投下された際、広島あるいは長崎において直接被爆した人と、その当時その人の胎児であった人
2. 原子爆弾が投下されてから2週間以内に、救援活動、医療活動、親族探し等のために、広島市内または長崎市内に立ち入った人と、その当時その人の胎児であった人
3. 多数の死体の処理、被爆者の救護等に従事したなど、身体に放射能の影響を受けるような事情の下にあった人と、その当時その人の胎児であった人

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律に基づき支給される手当としては、医療特別手当、特別手当、原子爆弾小頭症手当、健康管理手当、保健手当、介護手当の6つの手当と葬祭料があります。被爆者の中には、原子爆弾の傷害作用のため生活能力が劣っていたり、原爆に起因する病気やけがのために特別の出費を必要とする人が多いこと等に基づいています。

同法、規則に基づく原子爆弾被爆者健康診断を、一般検査については年2回、がん検診については年1回実施しています。また、被爆者二世健康診断を年1回実施しています。

管内 被爆者健康手帳所持者数 17 名 （令和6年3月末現在）